

女性福祉はなぜ性産業に否定的なのか

— 先行研究からの考察 —

○ 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科社会福祉学専攻博士後期課程 武子 愛 (009394)

児島 亜紀子 (大阪公立大学現代システム科学研究科・2765)

[キーワード] 婦人保護事業、性産業、自己責任

1. 研究目的

女性福祉領域において、性産業は否定的に語られてきた。そのような女性福祉の基本的構えは、支援にも反映されている。たとえば宇佐美は女性相談員が「その職種を否定して良いと思ったりしがち」(宇佐美 2018:49)であると指摘し、宮本は「売買春を巡って個々人の性に関する、見方、考え方、価値観が直接・間接に支援のあり方に反映されることを免れないし、男性職員、女性職員を問わず個々人の性認識を避けてこの問題を扱うことができない」(宮本 2013:104)と内省的に語る。それでは、性産業を否定的にとらえる価値観の背景にあるものはなんだろうか。売春防止法が述べるような「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだす」という認識が根底にあるのだろうか。そのような認識は、一般社会がもつ性産業へのライトな印象との狭間で、婦人保護施設の現場に混乱をもたらしてきた。2022年5月に成立した困難女性支援法によって売春防止法が婦人保護事業と切り離されることにより、社会福祉における性産業の位置づけはいよいよ曖昧なまま留め置かれることになる。本研究は、女性福祉領域における性産業従事に関する言説の検討を通して、女性福祉領域では性産業がなにゆえに否定的に語られるのか、その背景にあるものを考察する。

2. 研究の視点および方法

本研究は文献を用いて、女性福祉領域における性産業に関する言説について検討し、女性福祉が性産業をどうとらえてきたか、またその認識の背景にあるものは何かを考察する。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理規程に基づいて行なった。また、投稿に際し、共同研究者の了承を得た。

4. 研究結果

女性福祉は性風俗をなぜ否定的に語るのか。それは性規範の問題というより、従来よりも性産業従事のハードルが下がった結果、そこで働く女性たちの要保護性をどう捉えるべきか、研究者たちのあいだにも迷いと懸念が広がっているからではないかと推察する。換言すれば、彼女たちははたして福祉の対象なのか、そうだとすればその福祉ニーズは何なのかという問題が否定感の根底に横たわっているからではないだろうか。例えば五味は、買春ツアーやソーブランドの盛況、外国人風俗従事者などの組織売春問題を「多様化された売買春の形態」(五味 1987a: 8)と述べ、「性産業がいよいよ繁栄しているなかで、売春対策や婦人保護事業がもはや行政的課題とする問題ではな」(五味 1987b: 24)くなるのではないかと危惧していた。この考え方は、他の研究者にも継承されていく。林は、性の商

品化現象を「利用される本人が悪い、しっかりしていなかったから」という意見は多い」(林 1995: 195)と述べ、性風俗＝自己責任という考えを批判しつつ、性の商品化には市場原理が働いていると反論する。なお、かかる状況は「売買春をどう考えるかを非常に困難にして」(林 1995: 195)しまうもので、林は「社会福祉としての婦人保護事業も論外におかれてしまうのではないか」(林 1995: 195)と危惧している。また、片居木(1992)は、「遊ぶ金が目的で、本人も納得して自分の身体を売っているのだから、なんでそこに『要保護性』の問題が発生し、社会福祉が関わっていく必要があるのか」という一般的認識は、人権視点から売買春問題を追求する姿勢を”後方”に押しやり、社会＝生活問題を「個人責任」に還元させ、「なぜ、婦人保護事業が必要なのか」という根本的な問いかけを”吹き消して”しまう」(片居木 1992: 205)としている。これら研究者たちの意見から見えてくるものは、性産業の盛況や一般化によって、性産業従事のハードルが下がることへの懸念である。奴隷状態に置かれ性産業従事を強制されるような「被害」であれば、社会福祉の対象として要保護性があることは明確である。一方、自己実現や居場所獲得のために自ら進んで性産業に従事する女性たちに対しての保護や支援の必要性はそれほど明確ではない。性産業従事のハードルが下がることによって、そこで生じる問題が自己責任の範疇とされ、保護の対象ではないと社会から見做されてしまうのを、女性福祉の研究者たちは恐れたことがわかる。その一方で、研究者たちは「本稿は、性の解放や売春そのものに評論を加えることが目的ではない」(五味 1973:277)と述べたり、「ここでは、買売春の是非を問うことを目的としているのではない」(堀 2008: 89)と述べたりするなど、個人の性規範には踏み込まないことをあらかじめ断つてもある。性産業従事者の要保護性が見えにくくなることは、女性福祉が性産業を否定的に捉える視点に深く関わっているといえよう。

5. 考察

女性福祉領域が性風俗を否定的に語ることの背景には、性規範の問題が全くないとはいえないものの、むしろ社会福祉の支援を必要とする状況が見えにくくなることへの懸念があったといえるだろう。性産業の隆盛と性産業への社会的黙認が次第に当然のものとなっていくにつれて、社会では、性産業に従事した結果、生活困難に陥るのは性産業を選択した者の自己責任ということになっていく。彼女たちの生活困窮が社会構造の問題であるならば、彼女たちは自己責任から放免され、保護の必要性が明確になるが、生活困窮が自己決定の結果であるのならその責任は彼女たちが引き受けることとなり、そこに社会福祉の出番はない。すなわち性産業従事が本人の自己決定の結果だとされる限り、本人の福祉ニーズないし要保護性は、はじめからなきものとされてしまうのである。

〈参考文献〉

- ・五味百合子(1973)「売春対策と婦人保護の現状と課題」『ジュリスト 現代の福祉問題』(537)、有斐閣、277-282
- ・五味百合子(1987a)「売買春問題をどう捉えるか」『今日の売買春と婦人保護』婦人福祉研究会、6-9
- ・五味百合子(1987b)「売春問題と娼娼運動の歴史」『今日の売買春と婦人保護』婦人福祉研究会、10-24
- ・林千代(1995)「社会福祉と婦人保護事業」林千代編/婦人福祉研究会著『現代の売買春と女性一人権としての婦人保護事業をもとめて』ドメス出版、187-201
- ・堀千鶴子(2008)「現代の買売春と婦人保護事業」林千代編著『婦人保護事業』50年』ドメス出版、82-97
- ・片居木英人(1992)「婦人保護事業の人権理論-「性的自由権の社会権化、その中核的施策」としての把握-」『社会福祉学』33(2)、204-220
- ・宮本節子(2013)「差別、貧困、暴力被害、性の当事者性」須藤八千代、宮本節子『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題』明石書店、53-107
- ・宇佐美翔子(2018)「セックスワーカーとは誰のことか」SWASH『セックスワーク・スタディーズ』日本評論社、46-6